

## 平成29年第1回訓子府町議会臨時会会議録

### ○議事日程

平成29年5月8日（月曜日） 午前11時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第21号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）について
- 第5 議案第22号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（10名）

1番	余	湖	龍	三	君	2番	川	村	進	君		
3番	西	森	信	夫	君	4番	堤	三	樹	磨	君	
5番	西	山	由	美	子	君	6番	上	原	豊	茂	君
7番	工	藤	弘	喜	君	8番	須	河	徹	君		
9番	河	端	芳	恵	君	10番	山	田	日	出	夫	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君
総務課	長	森	谷	清	和	君
企画財政課	長	伊	田		彰	君
町民課	長	原	口	周	司	君
福祉保健課	長	谷	方	幸	子	君
農林商工課	長	遠	藤	琢	磨	君
建設課	長	山	内	啓	伸	君
上下水道課	長	山	本	正	徳	君
会計管理者		八	鍬	光	邦	君
教育	長	林		秀	貴	君
管理課	長	森	谷		勇	君
こども未来課	長	渡	辺	克	人	君
社会教育課	長	高	橋		治	君
図書館	長	山	田	洋	通	君
農業委員会事務局長		中	山	信	也	君
監査委員		山	田		稔	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏	井	宏	樹	君
議会事務局係長	中	村	隆	広	君

◎開会の宣言

○議長（上原豊茂君） 皆さま、ご苦労さまです。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成29年第1回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） 余湖議会運営委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（余湖龍三君） それでは、ただいま議長からご指示がありましたので議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成29年第1回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は2件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告がありますので、よろしく申し上げます。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、清井農業委員会会長および仁木選挙管理委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

また、佐藤副町長から本日欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは、ご報告申し上げます。

本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が2件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、1番、余湖龍三君、2番、川村進君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長（上原豊茂君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、平成29年第1回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

それでは、本臨時町議会に提案しております概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

初めに、平成29年度訓子府町一般会計補正予算についてであります。

このたび、清住実践会が実施の草刈機整備事業が自治総合センターのコミュニティ助成事業の対象となりましたので、歳入歳出同額の210万円の計上について補正するものでございます。

次に、地方税法及び航空機燃料譲与税の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正する条例を提案させていただいております。

以上、提案させていただいている2件の議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本臨時議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

去る3月28日、本町で輸送業等を営んでいる訓子府貨物輸送株式会社と富山産業株式会社、両者の代表取締役 富山和基氏と専務の富山美千子氏が来庁され、昨年ご逝去された会長の富山信雄氏が生前訓子府町に大変お世話になっていたことと、ご本人は日頃から節目のときには記念になるものかと考えていたことにより、この遺志を受け継ぎ、教育施設

の整備に役立ててくださいと各社100万円ずつ、合わせて200万円のご寄付がございました。

富山様の御厚志に心から感謝を申し上げ、教育施設の整備に活用させていただきたいと存じます。

また、この寄付につきましては、社会資本整備基金に積み立てさせていただきましたことをご報告申し上げます、教育費指定寄付金の行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ただいまの行政報告につきましては、寄付に関する案件でありますので、質疑を省略することといたします。

以上をもって、行政報告を終了いたします。

#### ◎議案第21号、議案第22号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第4、議案第21号、日程第5、議案第22号を議題といたします。

各案に対する提案理由の説明を求めます。

まず、議案第21号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 議案第21号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条にありますように210万円を増額し、歳入歳出それぞれ48億6,150万円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等については、次のページにあります第1表 歳入歳出予算補正の表とおりでございますが、これについてはご覧いただくこととし、3ページの事項別明細書により、その内容をご説明させていただきます。

上段、歳入の19款、5項、5目、雑入では、宝くじの社会貢献広報事業の一般コミュニティ助成事業に清住実践会が申請をしていました草刈機購入事業が採択されたことから、一般社団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金として210万円を増額するものでございます。

下段の歳出につきましては、2款、1項、8目、企画費で、先ほどご説明いたしました清住実践会に草刈機34台の購入に対するコミュニティ助成事業補助金として210万円を増額するものでございます。

以上、総額210万円を増額する補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第22号 町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書4ページです。

町民課長。

○町民課長（原口周司君） 議案書の4ページをお開き願います。

議案第22号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、本年3月31日の地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、関係する項目について、町税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては、法律の施行日が平成29年4月1日であることから、改正条例につきましても、一部を除き、同日に遡っての適用となりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

それでは、記以下について説明させていただきます。

別紙として、次のページ、5ページになりますが、町税条例の一部を改正する条例ということで、以下、改正条文を記載しておりますが、12ページの町税条例の一部を改正する条例の概要により改正内容を説明させていただきます。

なお、項目が多く、関連する改正文の記載箇所がまとまっていないことから、ページごとの記載箇所の説明は割愛させていただきます。

それでは、項目1「所得割の課税標準」から項目5の「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」までは関連がありますので、まとめて説明いたします。

まず、改正の内容につきましては、一つ目として「特定配当等」に関連し、新たに設けられた様式を追加したこと。二つ目として、三つの課税方式「申告不要制度」「申告分離課税」「総合課税」について、所得税と町民税で異なる選択が可能であることを明確にしたことであります。

背景としましては、株の配当金などにかかる所得税と住民税は受け取る際に源泉徴収がされますので、通常は申告が不要となりますが、少額投資非課税制度や株主優待制度の充実からサラリーマンの小口株式投資が増え、その所得税の還付を受けるために総合課税に切り替える選択があります。その場合、住民税に関連する負担増を避けるために、住民税については、別な申告方式を選択することが可能という内容でございます。

改正条項については、第33条、第34条の9、附則第16条の3、附則第19条の4、附則第19条の5となっております。

次に、項目6「法人の町民税の申告納付」と項目7「法人の町民税に係る不足額の納付の手續」ですが、これは3月に提案した改正内容を修正するもので、字句の整理となりますので、説明については割愛させていただきます。

次に、項目8「固定資産税の課税標準」と項目9「読み替え規定」ですが、改正内容については、災害に関する税制上の措置ということで震災等により政令で定める区域で滅失・損壊した償却資産に替わるものとして市町村長が認める償却資産について課税標準を4年間は2分の1にする措置を新設するものであります。

背景としましては、東日本大震災で特例的に設けられた、この措置について災害が頻発している状況を踏まえて制度を恒常化するものであります。

次に、項目10「地域型保育事業の課税標準の条例で定める割合」と項目11「企業主導型保育事業の課税標準の条例で定める割合」ですが、改正内容については、保育の受け皿整備の促進のための税制上の措置ということで、認可保育所である家庭的保育事業ほか二つの保育事業に認可外保育施設である企業主導型保育事業が追加され、地域の実情を反

映できる「わがまち特例」を導入し、課税標準を2分の1にするものでございます。

背景としましては、国の施策による女性の活躍促進のための待機児童解消を進めるため、平成25年度から平成29年度までの5年間に約40万人分の保育の受け皿を確保するものであります。本町においては、待機児童がいないことから該当する事業者はありません。

次に、項目12「居住用超高層建築物の割合の補正の方法の申出」ですが、改正内容については、高さが60mを超える居住用建築物、通称タワーマンションについて、一棟全体の固定資産税を階層ごとに一定の補正率をかけて按分する内容でございます。

背景としましては、タワーマンションは低層階と高層階では取引価格に乖離<sup>かいり</sup>があるにも関わらず、固定資産税は一律であったことが問題として指摘されておりましたが、その解消を図るものであります。

13ページをご覧ください。

次に、項目13「特定被災共用土地の固定資産の按分の申出」と項目14「被災住宅用地の申告」ですが、改正内容については、被災市街地、復興推進地域における住宅を損失した土地にかかる課税の特例を2年度分から4年度分に拡充する内容でございます。

背景としましては、災害が頻発していることを踏まえ、被災者の不安を早期に解消するとともに、復興の動きに遅れないようにするために個別に対応していた規定を常設化するものであります。

次に、項目15「国民健康保険税の減額」ですが、改正内容については、応益割としての均等割と平等割の軽減措置である5割軽減と2割軽減についての判定所得の引き上げになります。5割軽減については26万5千円を27万円に、2割軽減については48万円を49万円にそれぞれ引き上げられます。

背景としましては、経済動向も踏まえて、税負担能力が特に不足している被保険者を救済するために、昨年度に引き続き拡充するものであります。

本町においては、平成28年度課税ベースで比較しますと、2割軽減から5割軽減になる世帯が3世帯、新たに2割軽減となる世帯が4世帯となります。

次に、項目16「個人の町民税の所得割の非課税の範囲等」ですが、改正内容については規定中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に字句を改めるものです。

背景としましては、配偶者の就業調整、いわゆる103万円の壁を巡る課題に対応するため、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、控除の適用を受ける者の所得要件を設ける関係から「控除対象配偶者」が「控除対象配偶者」・「同一生計配偶者」・「源泉控除対象配偶者」の三つの定義に分かれたことによるものであります。

これについては、施行日が平成31年1月1日となっております。

次に、項目17「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」ですが、改正内容については、売却した免税対象育成牛が1,500頭以内である時の課税の特例（住民税の免除）について、その適用期間を3年間延長するものです。

背景としましては、肉用牛経営は多額の投資を要し、その回収の開始は3年以上先になることと景気変動を受けやすいことから、昭和43年度に制度が新設され今日まで延長を重ねている制度でございます。

次に、項目18「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」ですが、改正内容については、耐震改修が行われた住宅について、長期

優良住宅、耐久性や省エネ等を満たした住宅をいいますが、となった場合に減額割合を3分の1から3分の2に拡充されますが、その申請内容について規定するものでございます。

背景としましては、新築の長期優良住宅については、手厚い特例措置が講じられておりましたが、増改築であっても特例措置を適用し、良質な住宅の普及促進を図るものでございます。

14ページをご覧ください。

次に、項目19「軽自動車税の税率の特例」と項目20「軽自動車税の賦課徴収の特例」ですが、改正内容については、燃費性能等の優れた軽自動車を取得した場合に翌年度の税率を軽減するグリーン化特例について適用基準を重点化、10%強化し、適用期限を2年延長するものでございます。

背景としましては、消費税10%への引き上げに伴う駆け込み需要とその反動減や減税対象の新車登録が9割となっている現状などを踏まえ、平成32年度燃費基準を段階的に重点化しつつ、税率軽減を継続するという内容であり、さらに今後、消費税の引き上げ時に向けた総合的な検討が予定されております。

最後に、項目21「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」ですが、改正内容については、良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進するために昭和54年度に創設されたこの制度について適用期間を3年間延長するものです。

背景としましては、国の住生活基本計画において、最低居住、面積水準、未満率の解消を進めており、新しい計画が平成28年度から10年間にわたり進められております。

制度の目指すところは、住宅・宅地開発は事業のコスト・リスク等が高く、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まないことがあり、税制上の特例措置が必要ということがあります。

最後に、10ページに戻りまして、附則の説明であります。第1条では、施行期日を定めております。施行は公布の日からですが、適用については、平成29年4月1日に遡ることとなります。ただし、配偶者控除関連の施行については、平成31年1月1日となります。

第2条では、町民税に関する経過措置について、平成28年度分までは従前の例を基本とし、配偶者控除関連については、平成30年度分までは従前の例とすることを定めております。

第3条では、固定資産税に関する経過措置について、平成28年度分までは従前の例を基本とし、震災関係、地域型保育事業関係については、法に準じて別に設定しております。

第4条では、軽自動車税に関する経過措置について、平成28年度分までは従前の例とすること。また、一部の自動車メーカーによる燃費性能の不正行為の対応として税制における措置を規定しております。

第5条では、国民健康保険法に関する経過措置について、平成28年度分までは従前の例とすることを規定しています。

第6条では、前回3月定例会で改正した内容についての調整と施行日が変更となった条項の整理となっております。

以上、町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせてい



いただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 以上で、議案第21号、議案第22号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより議案第21号、議案第22号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第21号の質疑を行います。議案書1ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。このコミュニティ助成事業について、ちょっとお聞きします。

これは前年度に町の中のそういう部落とか、町内会とか、そういうところから、こういうものがほしいということで出されたものが、今回これを認められてということで、清住の部分が認められてということの210万円だということなんですけれども、実際には、じゃ町の方からもっとこういうものというのはたくさん出してあるのかとか、金額的、今までも何回かこういうものがあると思うんですけれども、現実的に今の段階で他にも出してあって、その中のこれだけが採択されたとか、そこら辺の事情がよくわからないので、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 宝くじの財源を使ったコミュニティ助成事業ということで、議員言われるとおり前年度の8月上旬にですね、自治総合センターの方から要綱と募集の案内が来まして、町ではその次の広報で広く公募を求めているところでございます。議員お尋ねのところでございますけれども、あくまでですね、町からは項目ごとに1事業に絞り込んでほしいということと言われてございまして、特に清住につきましては、昨年度ですね、不採択になってございまして、そういう意味では昨年の段階の公募については清住不採択ということで、清住がそのままスライドして募集をかけたということでございますので、そういう意味では1件の部分の申請をして1件採択になったという状況でございます。

○議長（上原豊茂君） ほかに、ご質疑ございませんか。

川村進君。

○2番（川村進君） 2番、川村です。款項はいいでしょ、二つだからね。

草刈機、清住実践会から34台の草刈機という申し出があったというけど、清住実践会は何軒あるの。1軒につき何台これ使うの。1軒につき2台かい。どうも清住、毎日のように行くけれども、34台も使って草を刈るところあるの。どうしてこんなことになるか。34台っていったら、ものすごい、人間も34台、これ手で刈る草刈機でしょ、34台ということは。どうも納得いかんね、これちょっと説明してちょうだい。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、清住実践会の構成の部分でご質問ございました。清住実践会につきましては48世帯、非農家、農家含めてですけれども、48世帯で164人の実践会の構成をございまして、ちょっと非農家と農家の部分の構成はわか

りませんけれども、1世帯につき1台までは当たらない。34台ですので、おそらく農家の部分の34台かというふうに認識をしているところでございます。

それと機種につきましては、背負式というんですかね、背負式のこれが25台、肩掛式のこれが9台ということで申請をいただいているところでございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第21号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号の質疑を行います。議案書4ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第22号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣言

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成29年第1回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時30分